

令和6年7月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第30091号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和6年4月16日

判 決

5

原告 仁藤夢乃
(以下「原告仁藤」という。)

同所

原告 一般社団法人Colabo
(以下「原告Colabo」という。)

10

同代表者代表理事 仁藤夢乃
上記兩名訴訟代理人弁護士 神原元
角田由紀子
端野真
堀新
上記兩名訴訟復代理人弁護士 太田啓子
岸本英嗣
伊久間勇星
河西拓哉

15

20

被告 水原清晃
同訴訟代理人弁護士 垣鏝晶
同訴訟復代理人弁護士 渥美陽子
松永成高

主 文

25

1 被告は、原告仁藤に対し、55万円及びこれに対する令和4年10

月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告C o l a b oに対し、165万円及びこれに対する令和4年10月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 被告は、別紙投稿目録記載1ないし4の投稿を削除せよ。

4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、これを5分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

6 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

1 被告は、原告仁藤に対し、550万円及びこれに対する令和4年10月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告C o l a b oに対し、550万円及びこれに対する令和4年10月17日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 主文第3項と同旨

4 被告は、本判決確定日から3年間、別紙謝罪文目録記載の謝罪文を、別紙ブログ目録記載のブログに掲載せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、被告が自身の管理するブログサイト及び動画投稿サイトのアカウントにおいて、別紙投稿目録記載1ないし4の投稿をしたことが、原告らに対する名誉毀損に該当するとして、被告に対し、民法709条に基づき、原告らそれぞれにつき、損害賠償金合計550万円（慰謝料等500万円と弁護士費用50万円の合計額）及びこれに対する最終の不法行為日（被告が別紙投稿目録記載4の投稿をした日）である令和4年10月17日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払（請求の趣旨第1項及び第

2項)、人格権に基づく本件各投稿の削除(同第3項)並びに民法723条に基づき、別紙謝罪文目録記載の謝罪文の掲載(同第4項)を求めた事案である。

1 前提事実(当事者間に争いのない事実及び後掲各証拠(証拠番号については、特に断りのない限り枝番を含む。)等により容易に認められる事実。証拠等の
5 掲記のない事実は、当事者間に争いが無い。)

(1) 当事者

ア 原告仁藤は、10代の女性の支援活動を行う社会活動家である(甲1)。

原告C o l a b oは、10代の女性の自立支援を目的として、原告仁藤
10 が平成23年5月頃に立ち上げた学生団体を母体とし、平成25年3月頃に法人化された一般社団法人である(甲2)。

イ 被告は、①短文投稿サイトであるT w i t t e r (現X)上の「暇空茜
/Kiyoteru Mizuhara」 (@himasoraakane) と称するアカウント(以下「本
件ツイッターアカウント」という。)、②個人ブログサイトであるn o t
e 上の「暇な空白/Kiyoteru Mizuhara」 (https://note.com/hima_kuuhaku/)
15 と称するアカウント(以下「本件ブログアカウント」という。)、③動画投稿
サイトであるY o u T u b e上の「暇な空白チャンネル」 (@
himanakuuhaku) と称するアカウント(以下「本件動画アカウント」という。)
をそれぞれ管理し、本件ブログアカウント及び本件動画アカウントにおい
て、別紙投稿目録記載1ないし4の投稿(以下「本件各投稿」という。)を
20 した者である(甲3ないし9、弁論の全趣旨)。

(2) 本件各投稿

ア 被告は、本件ブログアカウントにおいて、本件動画アカウントに投稿さ
れる動画の台本という体裁の記事を投稿し、その後、本件動画アカウント
25 において、「暇空茜」と称するキャラクター(以下、単に「暇空茜」とい
う。)と「なるこ」と称するキャラクター(以下、単に「なるこ」という。)
が対話をしながら、本件ブログアカウントに投稿された記事に沿って、テ

一マの解説をするという構成の動画を投稿している（甲6ないし9、51、52、弁論の全趣旨）。

イ 被告は、令和4年9月9日、本件ブログアカウントにおいて、別紙投稿目録記載1の記事（以下「本件記事1」という。）を投稿し、同月24日、
5 本件動画アカウントにおいて、本件記事1と同旨の内容の別紙投稿目録記載2の動画（以下「本件動画1」といい、本件記事1と併せて「本件投稿1」という。）を投稿した（甲6、7）。

なお、令和6年3月26日時点において、本件記事1には1248個の「いいね」（閲覧者において内容を好意的に受け止めたことを示すリアク
10 ション）が付き、本件動画1は12万6851回の再生がされていた（甲96、98）。

ウ また、被告は、令和4年9月26日、本件ブログアカウントにおいて、別紙投稿目録記載3の記事（以下「本件記事2」という。）を投稿し、同年
10月17日、本件動画アカウントにおいて、本件記事2と同旨の内容の別紙投稿目録記載4の動画（以下「本件動画2」といい、本件記事2と併
15 せて「本件投稿2」という。）を投稿した（甲8、9）。

なお、令和6年3月26日時点において、本件記事2には482個の「いいね」が付き、本件動画2は7万0180回の再生がされていた（甲97、99）。

20 2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件各投稿が原告らの社会的評価を低下させる事実を摘示したものといえるか（争点1）。

(原告らの主張)

25 本件投稿1は、「原告らが、10代の女性を3人部屋（タコ部屋）に住まわせて生活保護を受給させ、一人につき毎月6万5000円を徴収している」との事実を摘示するものである。また、本件投稿2は、「原告らが、1LDK

に3人の女性を住まわせて、3人分の生活保護を受給させている」との事実を摘示するものである。

そして、これらの事実は、いずれも、女性の自立支援を行ってきた原告らが10代の女性を利用して生活保護費を違法に取得して私益を図ってきたという印象を与えるものであるから、原告らの社会的評価を低下させる。

(被告の主張)

本件各投稿は、原告C o l a b oの活動に関し、暇空茜となるのが対話を
して、公開情報に基づく暇空茜の考察をその根拠と過程とともに述べること
により、特定の結論を導くことができるという意見論評をするものであって、
被告自身が暇空茜の考察に対応する事実を述べるものではない。すなわち、
本件投稿1は、原告C o l a b oが10代の女性3人を別紙投稿目録記載1
の画像①ないし③で撮影された部屋（以下「本件居室」という。）に居住させ
た上、生活保護を受給させて、一人につき毎月6万5000円の支払を受けて
いる可能性があると考えられるとの結論を暇空茜が考察により導く過程を
示すものである。また、本件投稿2は、原告C o l a b oの運営するシェア
ハウスの間取りが1LDKであり、居住者ごとに個室が確保されていない可
能性があると考えられるとの結論を暇空茜が考察により導く過程を示すもの
である。暇空茜は、上記の結論の根拠となった資料とは異なる資料に基づい
て考察を行った場合に、異なる結論が導かれる可能性があることを否定して
いない。

また、仮に本件各投稿が原告らの主張する各事実を摘示するものであると
しても、それらの事実はいずれも何ら非難されるべきことではないから、原
告らの社会的評価を低下させるものではない。

(2) 本件各投稿につき真実性又は真実相当性の抗弁が成立するか（争点2）。

(被告の主張)

以下のとおり、本件各投稿については、いずれも真実性又は真実相当性の

抗弁が成立するものであるから、その違法性が阻却される。

ア 公益目的等について

本件各投稿は、若年女性の支援等を目的とする一般社団法人である原告C o l a b oの活動に関するものであるから、公共の利害に関する事実に係るものである。

そして、被告は、公共の利害に係る原告C o l a b oの活動に関し、原告C o l a b oに支給された公金が適切に使用され、若年女性に対する支援が適切に行われているかについて、世論の関心を惹起するために本件各投稿を行ったのであり、本件各投稿は、専ら公益を図ることを目的とするものである。

イ 真実性について

(7) 本件投稿1について

a まず、原告C o l a b oは、活動報告書において、中長期シェルターとしてシェアハウスを開始したとの説明の下に、本件居室の画像(別紙投稿目録記載1の画像③)を掲載しているから、本件居室は、中長期シェルターとしてのシェアハウスの居室であって、原告C o l a b oが10代の女性3人を本件居室に居住させていたことは真実である。

b また、別紙投稿目録記載1の画像⑤のホワイトボードの記載(以下「本件記載」という。)には、「家賃」として一律に3万円が計上されているところ、原告C o l a b oの運営するシェアハウスの月額利用料は3万円であり、原告仁藤自身もこれが中長期シェルターの利用料であることを認める供述をしているから、本件記載は、シェアハウスに居住する間の生活費のシミュレーションと考えざるを得ない。そして、シェアハウスに居住する間に支出することのない費用を計上するとは考えられないため、「家賃」と同様に一律に計上されている「光

熱費」の1万円及び「保険+税」の2万5000円も原告C o l a b oに支払われていたと考えるのが自然である。そうすると、原告C o l a b oがシェアハウスに居住している女性から一人につき毎月6万5000円の支払を受けていることも真実である。

5 c さらに、本件記載のうち、最上部の収入と考えられる金額の記載は、東京都における18歳未満の単身者が受給する生活保護費の金額と全日制高等学校についての高等学校就学費の金額に照らすと、生活保護を受給していることと整合しており、実際に、シェアハウスに居住する女性に生活保護を受給させていたこともあるのであるから、原告C o l a b oがシェアハウスに居住している女性に生活保護を受給させていることも真実である。

10 d そうすると、原告らの主張する摘示事実は真実である。

(イ) 本件投稿2について

15 原告C o l a b oは、新型コロナウイルスが蔓延した際、中長期シェアハウスの定員を15人から10人に減らす旨をF a c e b o o kに投稿しているところ、居住者ごとに個室が確保されているのであれば、定員を減らす必要はないから、原告C o l a b oの運営するシェアハウスにおいては、居住者ごとに個室が確保されていないことが窺われる。そして、原告C o l a b oの運営するシェアハウスの様子として、別紙投稿目録記載3の画像⑰及び画像⑱が存在するから、原告C o l a b oの運営するシェアハウスの間取りが1LDKであることは真実である。

20 また、上記(ア)cのとおり、原告C o l a b oがシェアハウスに居住している女性に生活保護を受給させていることも真実である。

そうすると、原告らの主張する摘示事実は真実である。

25 ウ 真実相当性について

被告は、上記イのとおり、原告C o l a b oが公開した情報に基づいて、

原告らの主張する各摘示事実の存在を考察したのであり、これらの事実が真実であると信じたことにつき相当な理由がある。

(原告らの主張)

以下のとおり、本件各投稿については、いずれも真実性又は真実相当性の抗弁は成立しないもので、その違法性は阻却されない。

ア 公益目的等について

本件各投稿が不特定多数人の関心を集める内容であり、公共の利害に関する事実に係るものであることは認める。

しかし、被告が本件各投稿をした動機は、原告仁藤が被告の応援するコンテンツを批判したことに腹を立てたからであり、本件各投稿の目的は、原告らを誹謗中傷することで心理的圧迫を与えて、原告仁藤をして被告の応援するコンテンツを批判したことを謝罪させ、二度と同種の発言をさせないよう約束させることにあったというべきであって、公益を図る目的などは全く認められない。

イ 真実性について

本件居室が長期間の居住を予定していない一時シェルターであることは、本件居室の画像（別紙投稿目録記載1の画像③）が原告C o l a b oの活動報告書の一時シェルターの紹介ページに掲載されていたことから明らかであり、原告C o l a b oが1LDKあるいはタコ部屋に3人の女性を住まわせていることはない。

また、原告C o l a b oがシェアハウスに居住する女性から毎月6万5000円を徴収したこともない。本件記載は、シェアハウスのメンバーが生活に必要なと考えられるお金を想定して計算している際の記載であって、実際に家計簿をつけている際の記載ではない。

さらに、原告C o l a b oの運営するシェアハウスで生活する女性は必ずしも生活保護受給者ではない。被告において計算した生活保護費は、児

童一人を扶養している世帯の場合の計算であり、シェアハウスで生活する女性の場合とは異なる。

そうすると、本件各投稿による各摘示事実はいずれも真実でない。

ウ 真実相当性について

5 被告は、上記イのとおり、本件居室が一時シェルターの居室であることは明らかであるにもかかわらず、本件居室の画像である別紙投稿目録記載1の画像③を、あたかも中長期シェルターの写真であるかのように見えるようなキャプションを添えて作出している。

10 また、本件記載は、上記イのとおり、生活費を想定して計算したものであり、原告C o l a b oがシェアハウスで居住する女性から毎月6万5000円を徴収していることを示す記載はどこにもない。

さらに、被告において計算した生活保護費は、上記イのとおり、シェアハウスで生活する女性の場合とは異なり、この計算結果がたまたま本件記載の収入と考えられる部分の金額と一致しているからといって、シェアハウスのメンバーが生活保護費を受給しているということにはなり得ない。

15 以上に加え、被告が原告らに一切の取材もせずに本件各投稿をしていることからすると、被告において本件各投稿による各摘示事実が真実であると信じたことにつき相当な理由があったとはいえない。

20 (3) 原告らが本件各投稿による社会的評価の低下を受忍すべきであるか（争点3）。

(被告の主張)

ア 本件各投稿の目的の正当性

25 原告C o l a b oは、東京都から委託を受け、公金による費用負担の下に、10代の女性の支援活動を行っていたが、原告C o l a b oの活動には、会計及び経費の精算に関する不正の疑惑が存在していた。

そして、被告による本件各投稿は、原告C o l a b oによる不適切な公

金の使用の是正やその防止のための監視を促すことを目的としたものであり、本件各投稿中に原告らの社会的評価を低下させる部分が存在したとしても、原告らはこれを受忍すべき立場にあったというべきである。

そうすると、本件各投稿は、原告らに対する不法行為を成立させるに足る違法性を有するものではない。

イ 原告らによる生活保護の不正受給への加担

原告らは、生活保護を受給している支援対象の女性がアルバイト代等の収入の届出をせずに生活保護の不正受給をしていること、又は少なくともその可能性が高いことを認識しながら、それを防止するための措置を積極的に取らず、放任ないし黙認していたのであり、生活保護の不正受給に加担していたものである。

そうであるならば、仮に本件各投稿により原告らの社会的評価が低下したとしても、原告らはこれを受忍すべきであるといえるから、本件各投稿は違法性を欠く。

(原告らの主張)

ア 本件各投稿の目的について

上記(被告の主張)ア記載の不正の疑惑については、被告による住民監査請求及びその後の公的監査の結果、完全に否定されたのであるから、そのような疑惑の存在を根拠として、原告らが本件各投稿による社会的評価の低下を受忍すべき立場にあるということとはできない。

イ 生活保護の不正受給について

原告らは、支援対象の女性に対し、アルバイト代を申告するよう指導していたのであるし、そもそも支援対象の女性が生活保護を不正受給していたことは一切立証されていないのであるから、原告らが本件各投稿による社会的評価の低下を甘受すべきであるということとはできない。

(4) 原告らの請求が権利濫用に当たるか(争点4)。

(被告の主張)

原告C o l a b oは、上記(3) (被告の主張) イ記載のとおり、生活保護の不正受給への加担などの不正を行っていた。

被告は、原告C o l a b oの活動につき、不正会計や公金の不正受給の疑いがあるとして、住民監査請求等の各種公的手続を行い、情報発信を行って
5 いたため、原告らは、被告による情報発信によって上記のような不正まで発覚することを防ぐために本件訴訟を提起したのである。

そうすると、原告らの請求は、権利の濫用に当たり、許されるべきものではない。

10 (原告らの主張)

原告C o l a b oは、上記(3) (原告らの主張) イ記載のとおり、支援対象の女性に対してアルバイト代を申告するよう指導していた。

また、被告による住民監査請求の結果によれば、被告の主張はほぼ全てが
15 妥当ではないとして退けられており、本件訴訟が原告C o l a b oの不正の発覚を防ぐために提起されたものでないことは明らかである。

(5) 原告らの損害の有無及びその額 (争点5)

(原告らの主張)

本件各投稿は、根拠のない誹謗中傷であるにもかかわらず、膨大な範囲に
20 拡散され、それによって原告らの社会的信用は大いに損なわれているのであり、原告らの被った損害額は、それぞれ500万円を下らない。また、原告らにおいて必要となった弁護士費用は、それぞれ50万円を下らない。

(被告の主張)

いずれも否認ないし争う。

原告らに対する批判やそれに伴う原告らの活動への支障は、原告C o l a
25 b oが不適切な会計処理を行うなど、原告ら自身が不当な活動を行ったことに起因するものであり、本件各投稿との間に因果関係はない。

また、仮に本件各投稿によって、原告に対する批判やそれに伴う原告らの活動への支障が生じたとしても、それは、原告ら自身が本件訴訟の提起を記者会見で公表したことで原告らへの批判が激化したからであり、その後被告による情報発信がデマであることを前提とし、原告らの活動を紹介する多数の報道が行われたことで原告らの損害はすでに回復しているから、やはり本件各投稿と原告らの損害との間に相当因果関係はない。

さらに、仮に本件各投稿との間に相当因果関係のある原告らの損害が認められるとしても、原告らは、上記(3) (被告の主張) イ記載のとおり、支援対象の女性による生活保護の不正受給に加担していたのであるし、被告は、本件各投稿の他にも原告らに関する多数の情報発信を行っているのであるから、本件各投稿により原告らに生じた損害は限定的なものにとどまる。

(6) 本件各投稿の削除及び謝罪文の掲載が必要であるか (争点6)。

(原告らの主張)

ア 本件各投稿の削除が必要であること

本件各投稿は、根拠のない誹謗中傷であり、それ自体には何らの価値も認めることができない。これに対し、原告らは、本件各投稿により、甚大な被害を被っており、本件各投稿の公開が続く限り、原告らの損害の回復は不可能である。

そうすると、本件各投稿の公開による原告らの不利益は、それ自体の有する価値を明らかに上回っており、本件各投稿の削除が必要である。

イ 謝罪文の掲載が必要であること

本件各投稿は膨大な範囲に拡散されているところ、本件各投稿につき金銭賠償や削除がされたとしても、原告らがそれを周知する手段は極めて限られており、原告らの名誉を回復する手段として十分とはいえないから、被告自身の言葉で本件各投稿につき謝罪をさせる必要がある。

(被告の主張)

いずれも否認ないし争う。

なお、被告は、別紙謝罪文目録記載の謝罪文を、別紙ブログ目録記載のブログに掲載している。

第3 当裁判所の判断

5 1 認定事実

前提事実及び後掲各証拠等によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告らの活動内容等

ア 沿革

10 原告仁藤は、自身の中高生時代の経験から、家庭環境等により居場所がなく、街やネットをさまよう少女が性搾取の被害に遭う社会に疑問を抱き、そのような少女を支援するための団体として、原告C o l a b oを設立して支援活動を開始した（甲1、2、81）。

イ 活動内容

(ア) 概要

15 原告C o l a b oは、①夜間巡回・アウトリーチ、②一時保護・宿泊支援、③生活支援といった活動を主に行っている（甲2）。

(イ) 夜間巡回・アウトリーチ

20 夜間巡回・アウトリーチとは、バスカフェと称する10代の少女のための移動バスによる無料の夜カフェを開催し、夜の街をさまよう少女たちに声を掛け、少女たちが気軽に自由に過ごせる場所を提供し、相談に応じる活動のことである（甲2）。

(ロ) 一時保護・宿泊支援

25 一時保護・宿泊支援とは、行き場を失った少女たちが一時的に過ごすことのできる場所として、一時シェルターを提供する活動のことである（甲2、14）。

(ハ) 生活支援

生活支援とは、住む場所のない少女たちのための中長期シェルターとして、シェアハウスを運営する活動のことである（甲2、14、乙13）。

(2) 原告仁藤と被告との間で紛争が生じた経緯

ア 原告仁藤は、令和3年11月中旬頃、自身のTwitter（現X）アカウントにおいて、多数の女性キャラクターが登場するコンテンツについて、性差別ないし性搾取であるなどと非難する投稿を複数回にわたって行ったところ、その後、上記コンテンツは、多数の批判にさらされることとなった（甲11、乙1、弁論の全趣旨）。

イ 被告は、かねてから漫画やアニメなどのコンテンツを好んでおり、被告は、上記アのようなコンテンツを性搾取であるなどと批判する原告仁藤に対し強い敵意を抱き、自らのツイートにおいて、「俺は作品を燃やす奴を燃やします」などと述べて、原告仁藤のことを含むコンテンツを批判する者に対し、報復する姿勢を示していた（甲10、54ないし56、59ないし63、67ないし77、乙1、2）。

(3) 原告Colaboの活動にまつわる問題

ア 原告Colaboの活動資金

原告Colaboは、個人・企業の寄付や民間財団の助成金から資金を得て活動していたが、平成30年以降、東京都若年被害女性支援事業（以下「都支援事業」という。）を東京都から受託し、委託経費の支払を受けて活動するようになった（甲28、乙3ないし5、原告仁藤本人）。

なお、都支援事業は、令和4年度で委託事業を終了し、令和5年度以降は補助金事業となったが、原告Colaboは、同補助金事業に応募せず、現在は東京都から公金の支払を受けていない（甲28、原告仁藤本人）。

イ 被告による住民監査請求等

(ア) 被告は、令和4年11月2日、東京都に対し、原告Colaboが都支援事業の受託により交付を受けた委託経費に関する報告内容に不正が

あり、かかる事実を看過した担当者には地方自治法234条の2につき
検査義務を果たしておらず怠る事実があると主張して、住民監査請求を
申し立てた（乙1、2、5）。

5 (イ) これを受けて、東京都監査委員は、令和4年12月28日、令和3年
度の原告C o l a b oの委託経費の支出には都支援事業の経費として計
上するに当たって不適切ないし妥当性が疑われるものが一部あり、それ
らを除いて原告C o l a b oが支出した委託経費の総額が委託経費の上
限額を超えているとしても、原告C o l a b oの委託経費の精算には不
当な点があると判断して、東京都に対し、再調査を命じた（乙5）。

10 (ロ) 東京都は、令和5年2月28日、原告C o l a b oの委託経費の支出
を再調査した結果、その総額が委託経費の上限額を超えていることが確
認できたものの、支出の根拠となる領収書の一部の提示を拒むなどの対
応があったことから、原告C o l a b oに対し、改善を指示した（乙6）。

(4) 原告らの活動の現状

15 原告らは、本件各投稿以降、バスカフェの開催等のたびに、原告らの批判
者に囲まれたり、原告C o l a b oの活動資金の疑惑に関して罵声を飛ばさ
れたりするなどして活動を妨害され、活動の拠点についても、原告らの批判
者によって所在を公開されて、殺害等の予告をされたり、物理的な危害を加
えられるなどの被害に遭っているほか、複数の個人・企業からの寄付などが
20 取りやめられた（甲21、25、26、28、65、85ないし92、原告仁
藤本人）。

(5) 本件訴訟の経過等

ア 本件訴訟の提起等

原告らは、令和4年11月29日付けで本件訴訟を提起し、同日、記者
25 会見を開いて本件訴訟の提起を公表した（乙1）。

イ 本件訴訟に対する被告の対応

被告は、原告らによる本件訴訟の提起以降、本件ブログアカウント及び本件動画アカウントにおいて、本件訴訟の経過に関する投稿を頻繁に行っている（甲82、95、弁論の全趣旨）。

また、被告は、本件ツイッターアカウントにおいて、原告C o l a b oから訴訟を提起されても請求額以上の金額を本件ブログアカウント及び本件動画アカウントにおいて稼ぐことができるといった趣旨の投稿をし、実際に、本件ブログアカウントにおいて、本件訴状を有料（1000円）で公開している（甲80、83）。

そのほか、被告は、本件ツイッターアカウントなどにおいて、本件訴訟の費用に係る寄付を求め、令和6年2月29日時点で、1億4998万3467円を集めている（甲103、乙1、2）。

2 争点1（本件各投稿が原告らの社会的評価を低下させる事実を摘示したものと見えるか。）について

(1) ある投稿の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該投稿についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきである（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。

そして、事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とは、不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、問題とされている投稿が事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかを区別することが必要となるところ、この区別に当たっても一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきである。すなわち、投稿中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を指摘するものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、投稿の公表当時に一般の読者が有していた知識ない

し経験等を考慮し、当該部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に上記事項を指摘するものと理解されるならば、当該部分は、事実を摘示するものと認めるべきであり、また、
5 そのような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として上記事項を黙示的に指摘するものと理解されるならば、当該部分は、やはり事実を摘示するものと認めるのが相当である（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

10 (2) 上記の説示を踏まえて、本件各投稿が原告らの社会的評価を低下させる事実の摘示と認められるかについて検討する。

ア 本件投稿1について

(7) 本件投稿1は、冒頭において、原告C o l a b oが10代の女性をいわゆるタコ部屋に住まわせて生活保護を受給させ、毎月一人6万5000円ずつ徴収している旨指摘した上で、それに続いて、原告らが公開している情報に基づき、倉庫も兼ねているような狭い部屋に原告C o l a b oが10代の少女を3人も住まわせていることを説明し、末尾において、再度、原告C o l a b oが家出少女に生活保護を受給させ、タコ部屋に住まわせて一人につき毎月6万5000円を徴収している旨指摘する
15
20 という構成になっている（前提事実(2)イ）。

このような本件投稿1の構成、とりわけ「原告C o l a b oが、10代の女性3人を手狭な部屋に共同で居住させて生活保護を受給させ、一人につき毎月6万5000円を徴収している」ことを繰り返し指摘していることを踏まえると、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件投稿1は、「原告C o l a b oが、シェアハウスを利用する
25 10代の女性3人を手狭な部屋に共同で居住させて生活保護を受給さ

せ、一人につき毎月6万5000円を徴収している」旨を指摘するものと認めるのが相当であり、その内容が証拠等をもって存否を決することが可能な事項であることに照らすと、これが原告C o l a b oに関する特定の事実を摘示するものであることは明らかである。

5 また、本件投稿1は、タイトルにおいて、原告C o l a b oに加えて、原告仁藤の名前を掲げ、本文ないし本編においても複数回、原告C o l a b oの代表者として原告仁藤の氏名に言及するなど（前提事実(2)イ）、原告C o l a b oと原告仁藤を事実上、同一の主体として扱っているものであるから、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告C o l a b oに関する上記主張は、原告仁藤に関する特定の事実の摘示であるとも認められる。

10 そうすると、本件投稿1は、「原告らが、10代の女性3人を手狭な部屋に共同で居住させて生活保護を受給させ、一人につき毎月6万5000円を徴収している」との事実（以下「本件摘示事実1」という。）を摘示していると認めるのが相当である。

15 (イ) そして、以上のとおりの本件投稿1についての一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件摘示事実1は、原告らが、経済的に困窮して生活保護を受給している支援対象の女性から毎月6万5000円という少くない金額を受領しているにもかかわらず、支援対象の女性を手狭な部屋に3人共同で居住させて劣悪な住環境に置いているという印象、ひいては、原告らが支援対象の女性を利用して私益を図っているという印象を生じさせる内容であり、原告らの社会的評価を低下させる内容であると認められる。

20 (ウ) したがって、本件投稿1は、原告らの社会的評価を低下させる事実を摘示するものと認められる。

25 イ 本件投稿2について

5
10
15
20
25

(ア) 本件投稿2は、冒頭において、原告C o l a b oのシェアハウスの謎の真相、そして原告C o l a b oの生活保護不正受給についての答えを示すと述べ、それに続いて、原告C o l a b oが5物件15部屋のシェアハウスを運営していること、原告C o l a b oの運営するシェアハウスの定員が新型コロナウイルスの影響で15人から10人に減少したことを指摘し、3LDKでそれぞれに個室があるなら定員を減らす必要がない旨の問題を提起した上で、その問題の正解として、原告C o l a b oの運営するシェアハウスの間取りの図面として、ダイニング・キッチン、リビング、バス・トイレ、寝室の4部屋がそれぞれ区画された1LDKの図面（以下「本件図面」という。）を示すという構成になっている（前提事実(2)ウ）。

30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95

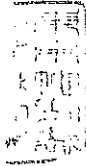
このような本件投稿2の構成を前提として、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件投稿2は、原告C o l a b oの運営するシェアハウスの間取りが本件図面のとおりであり、原告C o l a b oがこのような1LDKのシェアハウスに支援対象の女性3名を住まわせていることを少なくとも間接的ないしえん曲に指摘するものと認めるのが相当である。また、このような本件投稿2の内容に加えて、被告が本件ブログアカウントにおいて、原告C o l a b oに関する記事を「C o l a b o関係記事」としてリスト化していること（甲4の2）、本件動画アカウントにおいても、頻繁に原告らに関する動画を投稿していること（甲5）、本件投稿1と本件投稿2が約1か月の間に投稿されたものであること（前提事実(2)イ、同ウ）に照らすと、本件投稿2については、本件投稿1の続編記事として投稿されていることは明らかであって、本件投稿1と同様に原告C o l a b oに関する特定の事項を指摘するものといえる。これに加え、本件投稿2が冒頭において原告C o l a b oによる生活保護の不正受給に関係する内容であると標榜し、生活保護ビジ

ネスという用語にまで言及していることも踏まえると、本件投稿2は、原告C o l a b oがシェアハウスに居住する女性に生活保護を受給させていることをも、間接的ないしえん曲に指摘するものと認めるのが相当である。そして、これらの内容が証拠等をもってその存否を決することが可能な原告C o l a b oに関する特定の事項であることは明らかである。

また、本件投稿2のうち本件記事2は、タイトルにおいて、原告C o l a b oに加えて、原告仁藤の氏名を掲げ、本件動画2に至っては、タイトルにおいて、原告C o l a b oの名称ではなく、原告仁藤の氏名のみを掲げており、本文ないし本編においても複数回、原告C o l a b oの代表者として原告仁藤の氏名に言及するなど（前提事実(2)ウ）、原告C o l a b oと原告仁藤を事実上、同一の主体として扱っているものであるから、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告C o l a b oに関する上記主張は、原告仁藤に関する主張でもあると解すべきである。

そうすると、本件投稿2は、「原告らが、1LDKの部屋に3人の女性を共同で居住させて、3人分の生活保護を受給させている」との事実（以下「本件摘示事実2」という。）を摘示していると認めるのが相当である。

(イ) そして、本件投稿2についての一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件摘示事実2は、原告らが、経済的に困窮して生活保護を受給している支援対象の女性3人を、個々の居住空間を確保することがおよそ困難な1LDKのシェアハウスに居住させ、劣悪な住環境に置いているという印象を生じさせる内容であり、上記ア(イ)で説示した本件摘示事実1が一般の閲覧者にもたらす印象をも踏まえると、原告らが支援対象の女性を利用して私益を図っているという印象を生じさせる内



容であり、原告らの社会的評価を低下させる内容であると認められる。

(ウ) したがって、本件投稿2は、原告らの社会的評価を低下させる事実を
摘示するものと認められる。

(3) 被告の主張について

5 ア 被告は、本件各投稿は暇空茜となることの対話の中で、公開情報に基づ
く暇空茜の考察をその根拠と過程とともに述べることによって、特定の結
論を導くことができるという意見論評をするものであり、被告自身が暇空
茜の考察に対応する事実を述べるものではない旨主張し、本件各投稿が原
告らに関する事実を摘示するものであることを否認ないし争う。

10 しかしながら、本件各投稿がその全体の構成に照らして、本件摘示事実
1及び本件摘示事実2（以下、併せて「本件各摘示事実」という。）をそれ
ぞれ摘示していると認めるべきであることは、上記(2)でそれぞれ説示した
とおりであり、本件各投稿が暇空茜となることの対話の形式を採って、暇
空茜の見解をその根拠と過程とともに述べるという基本構成になっている
としても、上記(2)の認定を左右しない。また、本件各投稿は、被告が投稿
15 したものである（前提事実(1)イ、(2)イ、ウ）から、本件各投稿による本件各
摘示事実の摘示は、被告によって行われたものというほかない。

よって、被告の上記主張は採用することができない。

20 イ また、被告は、本件各投稿により摘示された事実はいずれも何ら非難さ
れるべきことではない旨主張するが、本件各摘示事実が原告らにおいて支
援対象の女性を利用して私益を図っているという印象を生じさせることは
上記(2)でそれぞれ説示したとおりであり、一般の閲覧者に対し、原告らへ
の否定的な印象をもたらすことは明らかであるから、被告の上記主張は採
用することができない。

25 3 争点2（本件各投稿につき真実性又は真実相当性の抗弁が成立するか。）に
ついて

(1) 真実性又は真実相当性の抗弁が成立する場合

民事上の不法行為たる名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図ることを目的とする場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、その行為には違法性がなく、また、真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるにつき相当の理由があるときには、その行為には故意もしくは過失がないと解するのが相当である（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁参照）。

(2) 真実性について

ア 被告は、原告C o l a b oが公開している情報に照らして、本件各摘示事実はいずれも真実である旨主張することから、以下、検討する。

イ 本件摘示事実1について

(ア) 原告C o l a b oがシェアハウスを利用する10代の女性3人を手狭な部屋に共同で居住させていることについて

被告は、原告C o l a b oの活動報告書において、中長期シェルターの居室の画像として本件居室の画像を掲載していることからすると、原告C o l a b oが、シェアハウスを利用する10代の女性3人を手狭な部屋に共同で居住させていることは明らかであると主張する。

この点、証拠（甲14）によれば、原告C o l a b oの平成30年の活動報告書7頁には、「緊急時の保護・宿泊支援 一時シェルター」との表題で、行き場を失った少女たちが気軽に立ち寄れて自分たちで自由に過ごせる場所を作ろうとして寄付を募り、2015年夏にシェルターを開設した旨記載され、さらに、一時シェルターの利用者が一人暮らしを始めるなど安定した生活を手に入れることができない場合のために、中長期シェルターとしてシェアハウスを始めた旨記載され、その記載の下部に本件記事1で紹介された本件居室の画像（別紙投稿目録記載1の

画像③) と同一の画像が掲載されていること及び続く頁(8頁)には、
「自立支援 シェアハウス・就労支援」との表題で、シェアハウス(中
長期シェルター)に関し「各家には、鍵付きの個室が3部屋とリビング
やキッチン、風呂、トイレなどがあり、」と各部屋の状況等についての
記載がされ、居室の状況として一人用のベッドが設置された写真が掲載
されていることが認められる。しかるところ、本件記事1でシェアハウ
ス(中長期シェルター)の写真として掲載された本件居室の画像(別紙
投稿目録記載1の画像③)については、上記活動報告書7頁に同一の写
真が掲載されているもので、同頁には中長期シェルターとしてのシェア
ハウスを始めた旨の記載はあるものの、主として一時シェルターを紹介
する内容であって、少なくとも、上記写真につき、中長期シェルターと
してのシェアハウスの居室の状況を示す旨の記載は何ら付されていない。
その上、同シェアハウスについては頁を改めて紹介がされ、当該頁
にその居室の状況と思われる写真も掲載されていることにも照らすと、
本件記事1で同シェアハウスの写真として掲載された本件居室の画像
(別紙投稿目録記載1の画像③)が、中長期シェルターとしてのシェア
ハウスの写真として掲載されたものでないことは明らかである。

また、原告らは、一時シェルターと中長期シェルターの間取り図(甲
23)及び両者の撮影状況報告書(甲24)を提出しており、これらの
内容は、原告らの上記主張に沿うものであって、上記各証拠につき特段
疑いを差し挟むべき事情は認められない。

さらに、証拠(甲13)によれば、原告C o l a b oが平成31年1
月5日に、自身のSNSアカウントにおいて、年越し合宿の様子として、
本件記事1で紹介された本件居室の画像(別紙投稿目録記載1の画像①)
と同一の画像を投稿していることが認められるところ、一時的な宿泊と
なるはずの年越し合宿に中長期シェルターとしてのシェアハウスの居室

を用いるとは考えにくいのであって、このことも、本件記事1で本件居室の画像として掲載されている別紙投稿目録記載1の画像①が、同シェアハウスの画像ではないことを裏付けるというべきである。

5 以上のとおり、原告C o l a b oがシェアハウスを利用する10代の女性3人を、手狭な本件居室に共同で住まわせているとは認められないから、本件摘示事実1のうち、この点が真実であるとはいえず、他に同事実を認めるに足りる的確な証拠は存しない。

(イ) 原告C o l a b oがシェアハウスを利用する女性から一人につき毎月6万5000円を徴収していることについて

10 被告は、別紙投稿目録記載1の画像⑤のホワイトボードの記載（本件記載）によれば、原告C o l a b oがシェアハウスを利用する女性から一人につき毎月6万5000円を徴収していることが明らかであると主張する。

15 この点、証拠（甲12）によれば、原告C o l a b oが令和元年8月25日に、自身のSNSアカウントにおいて、シェアハウスのメンバーが生活に必要なお金やそのために必要な収入などの計算をしている旨の記載とともに、本件記事1で紹介された本件記載の画像（別紙投稿目録記載1の画像⑤）を投稿したことが認められるところ、原告仁藤は、上記投稿に係る内容は、金銭感覚を身に着けるためのイメージトレーニングをしている状況であって、本件記載は現実の収支を示すものではない旨供述しているもので（原告仁藤本人・3～4頁）、被告の上記主張につきその他客観的な裏付けがないことや、上記投稿の文面にも照らすと、本件記載がシェアハウスに居住する女性の現実の収支であると認めるには足りない。

20 25 なお、原告仁藤は、本件記載のうち「家賃」とされる3万円が中長期シェルターの利用料を念頭に置いたものであることを認めるかのような

供述をしているが、本件記載が現実の収支を示すものではないとする点については一貫しているのであって、少なくとも、その余の「光熱費」とされる1万円や「保険+税」とされる2万5000円がシェアハウスに居住する女性の現実の支出であると認めるに足りる的確な証拠はないといわざるを得ない。

そうすると、原告C o l a b oがシェアハウスを利用する女性から、一人につき毎月6万5000円を徴収しているとは認められないから、本件摘示事実1のうち、この点が真実であるとはいえず、他に同事実を認めるに足りる的確な証拠は存しない。

(ウ) 原告C o l a b oがシェアハウスを利用する女性に生活保護を受給させていることについて

被告は、上記の点が真実であるとする根拠として、本件記載のうち3名中2名の収入と思われる額として記載されている金額（各14万1000円。以下「収入額」という。）が生活保護受給額と整合していることを指摘する。

しかしながら、証拠（甲6）によれば、東京都内に居住する者の生活保護費が約14万1000円になるのは、児童養育加算として約1万円が加算される場合であると認められるところ、これは、シェアハウスに居住する10代の女性が生活保護を受給する場合とは明らかに異なる。また、本件記載には「保険・税」の記載が存するもので、生活保護受給額に課税されることがないことに照らすと、収入額については、これが生活保護受給額でないことを前提としていることは明らかである。

このように、そもそも、本件記載における収入額について生活保護受給額であると認めるには足りず、原告C o l a b oがシェアハウスを利用する女性に生活保護を受給させていると認めることはできないから、本件摘示事実1のうち、この点が真実であるとはいえず、他に同事実を

認めるに足りる的確な証拠は存しない。

(エ) 小括

5 以上のとおり、上記(ア)ないし(ウ)の各点がいずれも真実であるとはいえず、その他本件全証拠に照らしても、本件摘示事実1が真実であると認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 本件摘示事実2について

10 被告は、新型コロナ禍において中長期シェルターとしてのシェアハウスの定員が減員されたことを根拠として、各居住者に個室が確保されていない旨主張するところ、証拠(乙13、14)によれば、原告Colaboがシェアハウスとして、5物件・15部屋を運営していること、新型コロナウィルスの影響により、シェアハウスの定員が10名になったことが認められる。しかしながら、シェアハウス内において居住者ごとに個室が確保されていたとしても、新型コロナ禍という未曾有の事態において、共用スペースでの接触等による感染を防止すべく、シェアハウスの定員を減らすという判断が不合理であるとはいえないのであることからすれば、シェアハウスの定員減少から、直ちに、原告Colaboの運営するシェアハウスの間取りが1LDKであることを推認することはできない。

15 加えて、本件摘示事実2のその他の点は本件摘示事実1と重複するから、同事実に関する前記説示も併せ考慮すれば、本件摘示事実2が真実であるとは認められない。

20 エ したがって、本件各摘示事実はいずれも真実であるとは認められず、被告の上記主張は採用することができない。

(3) 真実相当性について

25 ア 被告は、原告Colaboが公開している情報に基づいて本件各摘示事実を考察したのであるから、仮に、本件各摘示事実が真実でないとしても、被告において、本件各摘示事実がいずれも真実であると信じたことについ

ては相当な理由がある旨主張する。

イ しかしながら、上記(2)の説示に照らすと、原告C o l a b oが公開する活動報告書等の情報から本件各摘示事実が真実であると考えることが、合理的であるとはいえない。とりわけ、既に説示した内容に照らすと、原告C o l a b oがシェアハウスを利用する10代の女性3人を手狭な部屋に共同で居住させていること(同イ(ア))及び原告C o l a b oがシェアハウスを利用する女性に生活保護を受給させていること(同イ(ウ))については、同活動報告書の記載そのものから上記各事実を読み取ること自体に無理があるというべきであるし、その他の摘示事実(同イ(イ)及び同ウ)についても、同活動報告書の記載のみから直ちに上記各事実の存在を読み取るには合理的な疑いを容れる余地がある状況にあったというべきである。以上に加えて、被告が自らの好む漫画やアニメなどのコンテンツを批判する原告仁藤に対し強い敵意を抱き、原告らを批判する動機がそのような点にあることを自認しているもので(上記1(2)イ)、上記活動報告書等の記載をあえて曲解している可能性を否定できないこと、本件各投稿に先立ち、原告らに対し直接の事実確認等を一切行っていないこと(原告仁藤本人)、被告が真実相当性を立証するための重要な機会となる本人尋問に合理的な理由なく出頭しなかったこと(甲93)をも踏まえると、被告において本件各摘示事実がいずれも真実であると信じたことについて相当な理由があるとは認められず、被告の上記主張は採用することができない。

ウ なお、被告が、本件各投稿をした後、原告C o l a b oの活動に関し、住民監査請求を行い(認定事実(3)イ)、住民訴訟を提起していること(乙2)から、原告らの活動の正当性に強い疑念を抱いていたことが推察されるが、被告がこれらの住民監査請求等において指摘していたのは、原告C o l a b oが都支援事業の受託により東京都から交付を受けた委託経費を不正に支出したという点であり、本件各摘示事実とは直ちに関連するもの

ではないから、これらの事情は上記イの認定を左右しない。

(4) 小括

5 以上のおり、本件各摘示事実はいずれも真実であると認められないし、
被告において本件各摘示事実がいずれも真実であると信じたことについて相
当な理由があるとも認められないから、その余の点について判断するまでも
なく、被告は本件各投稿につき真実性又は真実相当性の抗弁により免責され
ない。

4 争点3（原告らが本件各投稿による社会的評価の低下を受忍すべきである
か。）について

10 (1) 被告は、本件各投稿が原告C o l a b oによる不適切な公金の使用の是正
やその防止のための監視を促すことを目的としたものであるから、原告らは
本件各投稿による社会的評価の低下を受忍すべきである旨主張する。

なるほど、原告C o l a b oの活動資金にまつわる問題点については、被
告による住民監査請求を契機として、原告C o l a b oが東京都から改善の
15 指示を受けるに至っているものであるが（認定事実(3)イ）、そのことから、
原告らにおいて、名誉毀損に該当し、真実性も真実相当性も認められない本
件各投稿による社会的評価の低下を受忍すべきということにはならないとい
うべきである。

20 (2) また、被告は、原告らが支援対象の女性において生活保護の不正受給をし
ていること又はその可能性が高いことを認識しながら、これを放任ないし黙
認し、生活保護の不正受給に加担していたのであるから、原告らは本件各投
稿による社会的評価の低下を甘受すべきであるとも主張するが、本件全証拠
に照らしても、原告らの支援する女性により生活保護の不正受給が行われて
いたことを認めるに足りる的確な客観証拠はなく、原告らが生活保護の不正
25 受給に加担していたと認めることはできないから、被告の上記主張はその前
提を欠くといわざるを得ない。

(3) したがって、被告の上記主張はいずれも採用することができない。

5 争点4（原告らの請求が権利濫用に当たるか。）について

被告は、原告らが本件訴訟を提起したのは被告による原告C o l a b oの活動に関する情報発信を萎縮させるためであるから、原告らの請求は権利の濫用に当たる旨主張する。

しかしながら、本件全証拠に照らしても、原告らによる本件訴訟の提起が、被告の情報発信を萎縮させる目的に出たものであることを認めるに足りる的確な証拠はない。むしろ、被告は、原告らによる本件訴訟の提起以降、本件ブログアカウント及び本件動画アカウントにおいて、本件訴訟の経過に関する投稿を頻繁に行ったり、本件ツイッターアカウントにおいて、原告C o l a b oから訴訟を提起されても請求額以上の金額を稼ぐことができるといった趣旨の投稿をしたりしており（認定事実(5)イ）、本件訴訟の提起によって被告の原告らに関する情報発信は一切萎縮しておらず、かえって助長されている様子さえうかがわれる。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

6 争点5（原告らの損害の有無及びその額）について

(1) 慰謝料等

上記3で説示したとおり、被告は、本件各投稿において、何ら合理的な根拠もなく、原告C o l a b oの活動を「生活保護ビジネス」と批判ないし揶揄し、自らの利益のために、支援対象者が受給した生活保護費を不正に吸い上げている旨の情報をインターネット上に掲載しており、かえって、原告C o l a b oが公開した情報を断片的に盛り込むことで、閲覧者をしてその内容が真実であると信じさせかねない構成となっているものであって、これによる原告C o l a b oの社会的評価の低下の程度には相当なものがあると認められる。また、その代表者として原告C o l a b oの事業運営に主導的な役割を果たしてきた原告仁藤も名指しで批判されているもので、同様に、相

当な社会的評価の低下があったものと認められる。この点に加えて、被告による本件各投稿の結果を受けて、本件各投稿の閲覧者等により、原告らの活動が妨害されるなどし（認定事実(4)）、実際にその事業運営に支障が生じていること、被告が、本件訴訟の提起以降も、原告らに関する情報発信を頻繁に行ったり、本件訴状を有料で公開したりするなど、自らの利益のために本件訴訟を利用し、しかもそれを公言していること（認定事実(5)イ）などの事情が認められることに照らすと、原告C o l a b oについては、本件各投稿に対する対応等により生じた費用に係る支出や事業収入の低下等の経済的な損失を含む多大な損害が生じたと推認され、かつ、原告仁藤については、本件各投稿により多大な精神的苦痛を被ったものと推認される。

以上を踏まえ、その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、本件各投稿につき、原告C o l a b oが被った損害額については150万円と認めるのが相当であり、原告仁藤が受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は50万円と認めるのが相当である。

(2) 弁護士費用

本件事案の内容、難易度及び上記慰謝料相当額に照らすと、本件各投稿と相当因果関係のある弁護士費用は、原告C o l a b oにつき15万円、原告仁藤につき5万円と認めるのが相当である。

7 争点6（本件各投稿の削除及び謝罪文の掲載が必要であるか。）について

(1) 本件各投稿の削除について

本件各投稿については、上記3で説示したとおり、真実性も真実相当性も認められないにもかかわらず、被告は、現在に至るまで、原告らの名誉を毀損する本件各投稿の公表を継続して、多数の閲覧に供しているのであり（前提事実(2)イ、ウ）、それによって、原告らには、上記6(1)で説示したように、多大な無形損害ないし精神的苦痛が生じているのであるから、原告らの人格権に基づき、本件各投稿の削除を命ずるのが相当である。

(2) 謝罪文の掲載について

他方、原告らは、自身のSNSアカウントなどにおいて、自ら本件各投稿に関する反論等の情報発信を行い、本件各投稿による被害の回復を図ることが一定程度は可能であると見込まれること、また、実際に、多数のメディアからの取材を受け、本件に関するコメントを発信していること（原告仁藤本人）などをも考慮すれば、原告らの名誉を回復する手段としては、金銭による損害賠償及び本件各投稿の削除を命じることをもって足りるというべきであって、これらに加えて、被告による謝罪文の掲載を命ずるのが相当であるとまでは認められない。

10 第4 結論

以上によれば、原告らの請求は、主文第1項ないし第3項の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4部

15 裁判長裁判官

西村康一郎

20 裁判官

君島直之

裁判官

篠原優斗